

第8章 環境影響評価の概要

本事業の選定項目に係る環境影響評価の概要は、表 8-1 (1) ～ (22) に示すとおりである。

表 8-1 (1) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置										
大気質	建設機械の稼働（二酸化窒素）	【回避・低減の観点】 本事業では、建設機械の稼働に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う大気質の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 建設機械の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。 建設機械の稼働に伴う大気質の評価 単位：ppm <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">予測地点 (最大着地濃度 出現地点)</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr> <tr> <th>年平均値</th><th>日平均値の 年間 98% 値</th></tr> <tr> <td>計画地敷地境界 南東側</td><td>0.029</td><td>0.052</td><td>日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下</td></tr> </table>	予測地点 (最大着地濃度 出現地点)	将来予測濃度		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値の 年間 98% 値	計画地敷地境界 南東側	0.029	0.052	日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下	・建設機械は、排出ガス対策型の使用に努める。 ・施工区域周囲に仮囲い（高さ 2 m 以上）を設置する。 ・建設機械のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。
予測地点 (最大着地濃度 出現地点)	将来予測濃度			整合を図るべき基準等									
	年平均値	日平均値の 年間 98% 値											
計画地敷地境界 南東側	0.029	0.052	日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下										
	建設機械の稼働（粉じん）	【回避・低減の観点】 本事業では、建設機械の稼働に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う大気質の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 計画地内の浮遊粉じんの調査結果は、計画地周辺の住宅地付近で実施した調査結果と同程度であり、大きな差異はなかった。また、計画地内の浮遊粒子状物質の調査結果は、環境基準の長期的評価及び短期的評価に適合していたことから、予測地域では粉じんの飛散による問題は生じていないと考えられる。 また、工事時間帯（8 時～18 時（12 時～13 時除く））における風速 5.5m/s 以上の年間出現時間数は 93 時間、出現割合は 1.1% であった。 さらに、工事の施行中には、施工区域周囲への仮囲いの設置等の環境の保全のための措置を実施することから、建設機械の稼働に伴う粉じんの飛散による影響は小さいものと予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。											

表 8-1 (2) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																						
大気質	資材運搬等の車両の走行	【回避・低減の観点】 本事業では、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の予測結果は、すべての予測地点で環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の評価 単位：ppm <table><tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr><tr><th>年平均値</th><th>日平均値の年間 98%値</th></tr><tr><td rowspan="2">No.1</td><td>北</td><td>0.011</td><td>0.023</td><td rowspan="4">日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下</td></tr><tr><td>南</td><td>0.011</td><td>0.023</td></tr><tr><td rowspan="2">No.2</td><td>北</td><td>0.015</td><td>0.030</td></tr><tr><td>南</td><td>0.015</td><td>0.030</td></tr></table>	予測地点	予測方向	将来予測濃度		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値の年間 98%値	No.1	北	0.011	0.023	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下	南	0.011	0.023	No.2	北	0.015	0.030	南	0.015	0.030	・資材運搬等の車両は、排出ガス規制適合車を使用する。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。
		予測地点			予測方向	将来予測濃度		整合を図るべき基準等																	
年平均値	日平均値の年間 98%値																								
No.1	北	0.011	0.023	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下																					
	南	0.011	0.023																						
No.2	北	0.015	0.030																						
	南	0.015	0.030																						

表 8-1 (3) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																																																		
大気質	施設の稼働	【回避・低減の観点】 本事業では、施設の稼働に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。 一部の物質(カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素、鉛及びその化合物)は、本施設に対して大気汚染防止法等に基づく排出基準が適用されないものの、PRTR データより埼玉県での当該物質の届出移動量・廃棄物移動データを抽出し、埼玉県で発生する当該物質の全量を受入して処理したと仮定し、排ガス中に含まれる濃度を設定して予測計算を行ったところ、施設の稼働に伴う寄与濃度が高くなる可能性があるとして予測されたが、排出ガス処理設備を設置し、処理物質の性状に応じて適切に処理を行う等の環境保全措置を講じることで、影響の低減に努める。なお、これらの物質のうちカドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物については、特定有害産業廃棄物に含まれる可能性がある物質でもあり排出条件の設定に関して不確実性が生じるため、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素も含めて事後調査を実施する。 以上のことから、施設の稼働に伴う大気質の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 ■長期的評価 施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、すべての項目で環境基準等(整合を図るべき基準等)に適合している。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。 施設の稼働に伴う二酸化窒素の評価 単位：ppm <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="2">予測結果</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr> <tr> <th>年平均値</th><th>日平均値の年間 98% 値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)</td><td>0.007</td><td>0.017</td><td rowspan="5">日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下</td></tr> <tr> <td>No.1</td><td>0.005</td><td>0.012</td></tr> <tr> <td>No.2</td><td>0.004</td><td>0.010</td></tr> <tr> <td>No.3</td><td>0.003</td><td>0.008</td></tr> <tr> <td>No.4</td><td>0.004</td><td>0.010</td></tr> </tbody> </table> 施設の稼働に伴う二酸化硫黄の評価 単位：ppm <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="2">予測結果</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr> <tr> <th>年平均値</th><th>日平均値の 2 % 除外値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)</td><td>0.004</td><td>0.006</td><td rowspan="5">日平均値の 2 % 除外値が 0.04ppm 以下</td></tr> <tr> <td>No.1</td><td>0.001</td><td>0.002</td></tr> <tr> <td>No.2</td><td>0.001</td><td>0.002</td></tr> <tr> <td>No.3</td><td>0.001</td><td>0.002</td></tr> <tr> <td>No.4</td><td>0.001</td><td>0.002</td></tr> </tbody> </table> 施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質の評価 単位：mg/m³ <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="2">予測結果</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr> <tr> <th>年平均値</th><th>日平均値の 2 % 除外値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)</td><td>0.014</td><td>0.035</td><td rowspan="5">日平均値の 2 % 除外値が 0.10 mg/m³ 以下</td></tr> <tr> <td>No.1</td><td>0.013</td><td>0.034</td></tr> <tr> <td>No.2</td><td>0.014</td><td>0.035</td></tr> <tr> <td>No.3</td><td>0.013</td><td>0.034</td></tr> <tr> <td>No.4</td><td>0.013</td><td>0.034</td></tr> </tbody> </table>	予測地点	予測結果		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値の年間 98% 値	最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	0.007	0.017	日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下	No.1	0.005	0.012	No.2	0.004	0.010	No.3	0.003	0.008	No.4	0.004	0.010	予測地点	予測結果		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値の 2 % 除外値	最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	0.004	0.006	日平均値の 2 % 除外値が 0.04ppm 以下	No.1	0.001	0.002	No.2	0.001	0.002	No.3	0.001	0.002	No.4	0.001	0.002	予測地点	予測結果		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値の 2 % 除外値	最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	0.014	0.035	日平均値の 2 % 除外値が 0.10 mg/m ³ 以下	No.1	0.013	0.034	No.2	0.014	0.035	No.3	0.013	0.034	No.4	0.013	0.034	・排出ガス処理設備を設置し、処理物質の性状に応じて適切に処理する。 －窒素酸化物に関しては、触媒（アンモニア水吹込み）による脱硝を行う。 －塩化水素及び硫黄酸化物に関しては、消石灰による脱塩・脱硫を行う。 －水銀に関しては、活性炭により吸着除去する。 －ばいじんに関しては、ろ過式集じん器による捕集、除去を行う。 －ダイオキシン類に関しては、燃焼室で、発生ガスを完全燃焼し、高温で一定時間滞留させることにより、ダイオキシン類を分解するとともに、減温塔で燃焼ガスを急速冷却することにより、再合成を防止し、その発生を抑制する。また、活性炭による吸着除去や触媒による分解を行う。 －特定有害産業廃棄物の処理に伴い発生するガスに含まれる有害物質等に関しては、燃焼室で、発生ガスを完全燃焼し、高温で一定時間滞留させること等により分解する。 －微小粒子状物質に関しては、排ガス処理設備におけるバグフィルタにより捕集除去する。 ・硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、ばいじん、水銀、カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素、鉛及びその化合物に関しては、排出される排出物の基準値を設定し、測定管理を実施する。 ・設備の点検・整備を適切に実施する。
予測地点	予測結果			整合を図るべき基準等																																																																	
	年平均値	日平均値の年間 98% 値																																																																			
最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	0.007	0.017	日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下																																																																		
No.1	0.005	0.012																																																																			
No.2	0.004	0.010																																																																			
No.3	0.003	0.008																																																																			
No.4	0.004	0.010																																																																			
予測地点	予測結果		整合を図るべき基準等																																																																		
	年平均値	日平均値の 2 % 除外値																																																																			
最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	0.004	0.006	日平均値の 2 % 除外値が 0.04ppm 以下																																																																		
No.1	0.001	0.002																																																																			
No.2	0.001	0.002																																																																			
No.3	0.001	0.002																																																																			
No.4	0.001	0.002																																																																			
予測地点	予測結果		整合を図るべき基準等																																																																		
	年平均値	日平均値の 2 % 除外値																																																																			
最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	0.014	0.035	日平均値の 2 % 除外値が 0.10 mg/m ³ 以下																																																																		
No.1	0.013	0.034																																																																			
No.2	0.014	0.035																																																																			
No.3	0.013	0.034																																																																			
No.4	0.013	0.034																																																																			

表 8-1 (4) 環境影響評価の概要

項目

要因

大気質

施設の稼働

施設の稼働に伴うダイオキシン類の評価

単位：pg-TEQ/m³

予測地点	予測結果	整合を図るべき基準等
最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	0.015	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
No.1	0.009	
No.2	0.006	
No.3	0.006	
No.4	0.006	

施設の稼働に伴う水銀の評価

単位：ngHg/m³

予測地点	予測結果	整合を図るべき基準等
最大着地濃度出現地点 (計画地敷地境界南東側約 550m)	4.5	1 年平均値が 40ngHg/m ³ 以下
No.1	1.7	
No.2	2.0	
No.3	1.9	
No.4	1.7	

■短期的評価

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質で環境基準（整合を図るべき基準等）に適合する。塩化水素については、接地逆転層崩壊時に整合を図るべき基準等を上回るが、既存知見によると「この現象はある一点でみれば瞬間的な現象であるため、長続きしないことから特に大きな問題となるとは考えにくい」とされている。したがって、本事業の施設の稼働に伴うフミゲーション発生時の大気質への影響は、ある特定の気象条件のときに、整合を図るべき基準等を上回る場合があるものの、この現象は瞬間的な現象であり、長続きしないと考えられることから、計画地周辺において著しい影響を及ぼすものではないと考えられる。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価した。

施設の稼働に伴う二酸化窒素の評価

単位：ppm

気象条件	予測結果 ^(注)	整合を図るべき基準等
一般的な気象条件時	0.055	1 時間値が 0.1ppm から 0.2ppm 以下
上層逆転層出現時	0.056	
接地逆転層崩壊時	0.061	
ダウンウォッシュ時	0.053	

注) 予測結果は、各気象条件における最大値とした。

施設の稼働に伴う二酸化硫黄の評価

単位：ppm

気象条件	予測結果 ^(注)	整合を図るべき基準等
一般的な気象条件時	0.017	1 時間値が 0.1ppm 以下
上層逆転層出現時	0.018	
接地逆転層崩壊時	0.029	
ダウンウォッシュ時	0.013	

注) 予測結果は、各気象条件における最大値とした。

施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質の評価

単位：mg/m³

気象条件	予測結果 ^(注)	整合を図るべき基準等
一般的な気象条件時	0.061	1 時間平均値が 0.20 mg/m ³ 以下
上層逆転層出現時	0.062	
接地逆転層崩壊時	0.066	
ダウンウォッシュ時	0.060	

注) 予測結果は、各気象条件における最大値とした。

表 8-1 (5) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																																																								
大気質	施設の稼働	施設の稼働に伴う塩化水素の評価 単位：ppm <table><tr><th>気象条件</th><th>予測結果^{注)}</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr><tr><td>一般的な気象条件時</td><td>0.016</td><td rowspan="4">0.02ppm 以下</td></tr><tr><td>上層逆転層出現時</td><td>0.017</td></tr><tr><td>接地逆転層崩壊時</td><td>0.032</td></tr><tr><td>ダウンウォッシュ時</td><td>0.010</td></tr></table> 注) 予測結果は、各気象条件における最大値とした。 ■ 予測対象物質以外で特定有害産業廃棄物に含まれる可能性がある有害物質 予測対象物質以外で特定有害産業廃棄物に含まれる可能性がある有害物質は、コークス、石灰石とともに炉の上部から供給して熱分解・ガス化から溶融までを一気に行う一体・直接加熱方式のシャフト炉式ガス化溶融炉により廃棄物処理を行う。 特定有害産業廃棄物の処理に伴い発生するガスに含まれる有害物質等に関しては、燃焼室で、発生ガスを完全燃焼し、高温で一定時間滞留させること等により分解するとともに、設備の点検・整備を適切に実施することから、施設の稼働に伴う影響は低減されるものとする。	気象条件	予測結果 ^{注)}	整合を図るべき基準等	一般的な気象条件時	0.016	0.02ppm 以下	上層逆転層出現時	0.017	接地逆転層崩壊時	0.032	ダウンウォッシュ時	0.010																																																													
気象条件	予測結果 ^{注)}	整合を図るべき基準等																																																																									
一般的な気象条件時	0.016	0.02ppm 以下																																																																									
上層逆転層出現時	0.017																																																																										
接地逆転層崩壊時	0.032																																																																										
ダウンウォッシュ時	0.010																																																																										
	廃棄物運搬車両等の走行	【回避・低減の観点】 本事業では、廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。 以上のことから、廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質の予測結果は、すべての予測地点で環境基準及び指針値（整合を図るべき基準等）を下回ると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。 廃棄物運搬車両等の走行に伴う二酸化窒素の評価 <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr><tr><th>年平均値</th><th>日平均値の年間98%値</th></tr><tr><td rowspan="4">二酸化窒素 (ppm)</td><td rowspan="2">No.1</td><td>北</td><td>0.011</td><td>0.023</td><td rowspan="4">日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下</td></tr><tr><td>南</td><td>0.011</td><td>0.023</td></tr><tr><td rowspan="2">No.2</td><td>北</td><td>0.014</td><td>0.028</td></tr><tr><td>南</td><td>0.015</td><td>0.030</td></tr></table> 廃棄物運搬車両等の走行に伴う浮遊粒子状物質の評価 <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr><tr><th>年平均値</th><th>日平均値の28%除外値</th></tr><tr><td rowspan="4">浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td><td rowspan="2">No.1</td><td>北</td><td>0.014</td><td>0.034</td><td rowspan="4">日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下</td></tr><tr><td>南</td><td>0.014</td><td>0.034</td></tr><tr><td rowspan="2">No.2</td><td>北</td><td>0.014</td><td>0.034</td></tr><tr><td>南</td><td>0.014</td><td>0.034</td></tr></table> 廃棄物運搬車両等の走行に伴う炭化水素(非メタン炭化水素)の評価 <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr><tr><th>炭化水素の年平均値</th><th>非メタン炭化水素の午前6時から午前9時の年平均値</th></tr><tr><td rowspan="4">炭化水素(非メタン炭化水素) (ppmC)</td><td rowspan="2">No.1</td><td>北</td><td>2.018</td><td>0.090</td><td rowspan="4">非メタン炭化水素の午前6時から午前9時までの年平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内またはそれ以下</td></tr><tr><td>南</td><td>2.018</td><td>0.090</td></tr><tr><td rowspan="2">No.2</td><td>北</td><td>2.010</td><td>0.082</td></tr><tr><td>南</td><td>2.010</td><td>0.082</td></tr></table>	項目	予測地点	予測方向	将来予測濃度		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値の年間98%値	二酸化窒素 (ppm)	No.1	北	0.011	0.023	日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下	南	0.011	0.023	No.2	北	0.014	0.028	南	0.015	0.030	項目	予測地点	予測方向	将来予測濃度		整合を図るべき基準等	年平均値	日平均値の28%除外値	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	No.1	北	0.014	0.034	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下	南	0.014	0.034	No.2	北	0.014	0.034	南	0.014	0.034	項目	予測地点	予測方向	将来予測濃度		整合を図るべき基準等	炭化水素の年平均値	非メタン炭化水素の午前6時から午前9時の年平均値	炭化水素(非メタン炭化水素) (ppmC)	No.1	北	2.018	0.090	非メタン炭化水素の午前6時から午前9時までの年平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内またはそれ以下	南	2.018	0.090	No.2	北	2.010	0.082	南	2.010	0.082	・廃棄物運搬車両等は、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める。 ・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・廃棄物の搬入及び再資源化物の搬出にあたり、搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・廃棄物運搬車両等の整備・点検を適切に実施するよう運搬事業者者に要望する。 ・適切に整備・点検された車両で運搬するよう排出事業者者に協力を依頼する。
項目	予測地点	予測方向				将来予測濃度			整合を図るべき基準等																																																																		
			年平均値	日平均値の年間98%値																																																																							
二酸化窒素 (ppm)	No.1	北	0.011	0.023	日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下																																																																						
		南	0.011	0.023																																																																							
	No.2	北	0.014	0.028																																																																							
		南	0.015	0.030																																																																							
項目	予測地点	予測方向	将来予測濃度		整合を図るべき基準等																																																																						
			年平均値	日平均値の28%除外値																																																																							
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	No.1	北	0.014	0.034	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下																																																																						
		南	0.014	0.034																																																																							
	No.2	北	0.014	0.034																																																																							
		南	0.014	0.034																																																																							
項目	予測地点	予測方向	将来予測濃度		整合を図るべき基準等																																																																						
			炭化水素の年平均値	非メタン炭化水素の午前6時から午前9時の年平均値																																																																							
炭化水素(非メタン炭化水素) (ppmC)	No.1	北	2.018	0.090	非メタン炭化水素の午前6時から午前9時までの年平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内またはそれ以下																																																																						
		南	2.018	0.090																																																																							
	No.2	北	2.010	0.082																																																																							
		南	2.010	0.082																																																																							

表 8-1 (6) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																					
騒音・低周波音	建設機械の稼働	【回避・低減の観点】 本事業では、建設機械の稼働に伴う騒音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 建設機械の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、すべての予測対象時期で運営協定に基づく騒音の自主規制値（整合を図るべき基準等）以下になると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。 建設機械の稼働に伴う騒音の評価 単位：dB <table><tr><th>予測地点</th><th>予測対象時期</th><th>将来予測騒音レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr><tr><td rowspan="3">A</td><td>I 期工事 (工事開始 10 ヶ月目)</td><td>69</td><td rowspan="3">70</td></tr><tr><td>既存施設解体工事 (工事開始 63 ヶ月目)</td><td>70</td></tr><tr><td>II 期工事 (工事開始 84 ヶ月目)</td><td>49</td></tr></table>	予測地点	予測対象時期	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等	A	I 期工事 (工事開始 10 ヶ月目)	69	70	既存施設解体工事 (工事開始 63 ヶ月目)	70	II 期工事 (工事開始 84 ヶ月目)	49	・建設機械は、低騒音型の使用に努める。 ・施工区域周囲に仮囲い（原則高さ 2 m 以上）を設置する。 ・建設機械のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。									
	予測地点	予測対象時期	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等																				
A	I 期工事 (工事開始 10 ヶ月目)	69	70																					
	既存施設解体工事 (工事開始 63 ヶ月目)	70																						
	II 期工事 (工事開始 84 ヶ月目)	49																						
	資材運搬等の車両の走行	【回避・低減の観点】 本事業では、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベルの予測結果は、No.2 で「騒音に係る環境基準」に基づく幹線道路を担う道路に近接する空間の環境基準（整合を図るべき基準等）を下回る。No.1 では環境基準を上回ったものの、現況騒音レベルにおいても環境基準を上回っており、騒音レベルの増加分は 0.1 ～0.3dB である。また、アイドリングストップの周知・徹底、搬出入が一時的に集中しないよう計画的かつ効率的な運行管理、車両の整備・点検等の対策を適切に実施し、実行可能な範囲内でできる限り低減に努めるため、現況に著しい影響を及ぼさないと考える。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の評価 単位：dB <table><tr><th>予測地点</th><th>予測方向</th><th>現況騒音レベル</th><th>将来予測騒音レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr><tr><td rowspan="2">No.1</td><td>南</td><td>71(71.0)</td><td>71(71.1)</td><td rowspan="2">現況に著しい影響を及ぼさないこと</td></tr><tr><td>北</td><td>71(71.4)</td><td>72(71.7)</td></tr><tr><td rowspan="2">No.2</td><td>北</td><td>62(62.2)</td><td>63(62.5)</td><td rowspan="2">70</td></tr><tr><td>南</td><td>64(63.7)</td><td>64(64.0)</td></tr></table>	予測地点	予測方向	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等	No.1	南	71(71.0)	71(71.1)	現況に著しい影響を及ぼさないこと	北	71(71.4)	72(71.7)	No.2	北	62(62.2)	63(62.5)	70	南	64(63.7)	64(64.0)	・資材運搬等の車両のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。
予測地点	予測方向	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等																				
No.1	南	71(71.0)	71(71.1)	現況に著しい影響を及ぼさないこと																				
	北	71(71.4)	72(71.7)																					
No.2	北	62(62.2)	63(62.5)	70																				
	南	64(63.7)	64(64.0)																					

表 8-1 (7) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																	
騒音・低周波音	施設の稼働（騒音）	【回避・低減の観点】 本事業では、施設の稼働に伴う騒音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。 以上のことから、施設の稼働に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、すべての時間区分で運営協定に基づく騒音の自主規制値（整合を図るべき基準等）を下回る。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。 施設の稼働に伴う騒音の評価 単位：dB <table><tr><th>予測地点</th><th>時間区分</th><th>将来予測騒音レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr><tr><td rowspan="4">A</td><td>朝</td><td>52</td><td>65</td></tr><tr><td>昼 間</td><td>52</td><td>70</td></tr><tr><td>夕</td><td>52</td><td>65</td></tr><tr><td>夜 間</td><td>52</td><td>60</td></tr></table> 注）時間区分 朝：6～8時 昼間：8～19時 夕：19～22時 夜間：22～翌6時	予測地点	時間区分	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等	A	朝	52	65	昼 間	52	70	夕	52	65	夜 間	52	60	・発生源となる設備、ストックヤード等は建物で遮蔽し、騒音の施設外部への伝播を低減する。建物外に設置する機器は、必要に応じて個別に騒音対策を施す。 ・騒音の目標値を設定し、測定管理を実施する。 ・設備の点検・整備を適切に実施する。
	予測地点	時間区分	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等																
A	朝	52	65																	
	昼 間	52	70																	
	夕	52	65																	
	夜 間	52	60																	
施設の稼働（低周波音）	【回避・低減の観点】 本事業では、施設の稼働に伴う低周波音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、低周波音の影響の低減に努める。 以上のことから、施設の稼働に伴う低周波音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴う低周波音レベルの予測結果は、超低周波音を知覚する（閾値）とされている音圧レベル（整合を図るべき基準等）を下回る。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価した。 施設の稼働に伴う低周波音の評価 単位：dB <table><tr><th>予測地点</th><th>将来予測低周波音レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr><tr><td>A</td><td>80</td><td>100</td></tr></table>	予測地点	将来予測低周波音レベル	整合を図るべき基準等	A	80	100	・設備の点検・整備を適切に実施する。												
予測地点	将来予測低周波音レベル	整合を図るべき基準等																		
A	80	100																		

表 8-1 (8) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																					
騒音・低周波音	廃棄物運搬車両等の走行	【回避・低減の観点】 本事業では、廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。 以上のことから、廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音レベルの予測結果は、No.2 で「騒音に係る環境基準」に基づく幹線道路を担う道路に近接する空間の環境基準（整合を図るべき基準等）を下回る。No.1 では環境基準を上回ったものの、現況騒音レベルにおいても環境基準を上回っており、騒音レベルの増加分は 0.0 ～0.1dB である。また、アイドリングストップの周知・徹底、搬出入が一時的に集中しないよう計画的かつ効率的な運行管理、適切に整備・点検された車両の使用等の対策を適切に実施し、実行可能な範囲内でできる限り低減に努めるため、現況に著しい影響を及ぼさないと考える。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。 廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の評価 単位：dB <table><tr><th>予測地点</th><th>予測方向</th><th>現況騒音レベル</th><th>将来予測騒音レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr><tr><td rowspan="2">No.1</td><td>南</td><td>71(71.0)</td><td>71(71.0)</td><td rowspan="2">現況に著しい影響を及ぼさないこと</td></tr><tr><td>北</td><td>71(71.4)</td><td>72(71.5)</td></tr><tr><td rowspan="2">No.2</td><td>北</td><td>62(62.2)</td><td>62(62.4)</td><td rowspan="2">70</td></tr><tr><td>南</td><td>64(63.7)</td><td>64(63.8)</td></tr></table>	予測地点	予測方向	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等	No.1	南	71(71.0)	71(71.0)	現況に著しい影響を及ぼさないこと	北	71(71.4)	72(71.5)	No.2	北	62(62.2)	62(62.4)	70	南	64(63.7)	64(63.8)	・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・廃棄物の搬入及び再資源化物の搬出にあたり、搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・廃棄物運搬車両等の整備・点検を適切に実施するよう運搬事業者に要望する。 ・適切に整備・点検された車両で運搬するよう排出事業者に協力を依頼する。
		予測地点	予測方向	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等																		
No.1	南	71(71.0)	71(71.0)	現況に著しい影響を及ぼさないこと																				
	北	71(71.4)	72(71.5)																					
No.2	北	62(62.2)	62(62.4)	70																				
	南	64(63.7)	64(63.8)																					
振動	建設機械の稼働	【回避・低減の観点】 本事業では、建設機械の稼働に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、振動の影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 建設機械の稼働に伴う振動レベルの予測結果は、すべての予測対象時期で「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準（整合を図るべき基準等）を下回ると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。 建設機械の稼働に伴う振動の評価 単位：dB <table><tr><th>予測地点</th><th>予測対象時期</th><th>将来予測振動レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr><tr><td rowspan="3">A</td><td>I 期工事 (工事開始 3 ヶ月目)</td><td>59</td><td rowspan="3">75</td></tr><tr><td>既存施設解体工事 (工事開始 63 ヶ月目)</td><td>55</td></tr><tr><td>II 期工事 (工事開始 84 ヶ月目)</td><td>48</td></tr></table>	予測地点	予測対象時期	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等	A	I 期工事 (工事開始 3 ヶ月目)	59	75	既存施設解体工事 (工事開始 63 ヶ月目)	55	II 期工事 (工事開始 84 ヶ月目)	48	・建設機械は、低振動型の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。									
		予測地点	予測対象時期	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等																			
A	I 期工事 (工事開始 3 ヶ月目)	59	75																					
	既存施設解体工事 (工事開始 63 ヶ月目)	55																						
	II 期工事 (工事開始 84 ヶ月目)	48																						

表 8-1 (9) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																																												
振動	資材運搬等の車両の走行	【回避・低減の観点】 本事業では、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、振動の影響の低減に努める。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルの予測結果は、すべての予測地点及び時間区分で「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度（整合を図るべき基準等）を下回ると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の評価 単位：dB <table><tr><th>予測地点</th><th>予測方向</th><th>時間区分</th><th>時間帯^{注2)}</th><th>将来予測振動レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr><tr><td rowspan="4">No.1</td><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>8時台</td><td>31</td><td>65</td></tr><tr><td>夜間</td><td>6時台</td><td>31</td><td>60</td></tr><tr><td rowspan="2">北</td><td>昼間</td><td>8時台</td><td>32</td><td>65</td></tr><tr><td>夜間</td><td>6時台</td><td>31</td><td>60</td></tr><tr><td rowspan="4">No.2</td><td rowspan="2">北</td><td>昼間</td><td>10時台</td><td>32</td><td>65</td></tr><tr><td>夜間</td><td>7時台</td><td>31</td><td>60</td></tr><tr><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>10時台</td><td>32</td><td>65</td></tr><tr><td>夜間</td><td>7時台</td><td>31</td><td>60</td></tr></table> 注1) 時間区分 昼間：8～19時 夜間：19～翌8時 注2) 予測における振動レベルが最大となる時間帯である。	予測地点	予測方向	時間区分	時間帯 ^{注2)}	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等	No.1	南	昼間	8時台	31	65	夜間	6時台	31	60	北	昼間	8時台	32	65	夜間	6時台	31	60	No.2	北	昼間	10時台	32	65	夜間	7時台	31	60	南	昼間	10時台	32	65	夜間	7時台	31	60	・資材運搬等の車両のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。
		予測地点	予測方向	時間区分	時間帯 ^{注2)}	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等																																								
No.1	南	昼間	8時台	31	65																																										
		夜間	6時台	31	60																																										
	北	昼間	8時台	32	65																																										
		夜間	6時台	31	60																																										
No.2	北	昼間	10時台	32	65																																										
		夜間	7時台	31	60																																										
	南	昼間	10時台	32	65																																										
		夜間	7時台	31	60																																										
施設の稼働	施設の稼働	【回避・低減の観点】 本事業では、施設の稼働に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、振動の影響の低減に努める。 以上のことから、施設の稼働に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴う振動レベルの予測結果は、すべての時間区分で「振動規制法」に基づく規制基準（整合を図るべき基準等）を下回ると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。 施設の稼働に伴う振動の評価 単位：dB <table><tr><th>予測地点</th><th>時間区分</th><th>将来予測振動レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr><tr><td rowspan="2">A</td><td>昼間</td><td rowspan="2">49</td><td>65</td></tr><tr><td>夜間</td><td>60</td></tr></table> 注) 時間区分 昼間：8～19時 夜間：19～翌8時	予測地点	時間区分	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等	A	昼間	49	65	夜間	60	・発生源となる設備機器等の基礎の施工等により防止する。 ・設備の点検・整備を適切に実施する。																																		
		予測地点	時間区分	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等																																										
A	昼間	49	65																																												
	夜間		60																																												

表 8-1 (10) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																																												
振動	廃棄物運搬車両等の走行	【回避・低減の観点】 本事業では、廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、振動の影響の低減に努める。 以上のことから、廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動レベルの予測結果は、すべての予測地点及び時間区分で「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度（整合を図るべき基準等）を下回る。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。 廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動の評価 単位：dB <table><tr><th>予測地点</th><th>予測方向</th><th>時間区分</th><th>時間帯^{注2)}</th><th>将来予測振動レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr><tr><td rowspan="4">No.1</td><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>10 時台</td><td>31</td><td>65</td></tr><tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>30</td><td>60</td></tr><tr><td rowspan="2">北</td><td>昼間</td><td>10 時台</td><td>31</td><td>65</td></tr><tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>30</td><td>60</td></tr><tr><td rowspan="4">No.2</td><td rowspan="2">北</td><td>昼間</td><td>10 時台</td><td>32</td><td>65</td></tr><tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>30</td><td>60</td></tr><tr><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>10 時台</td><td>32</td><td>65</td></tr><tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>30</td><td>60</td></tr></table> 注 1) 時間区分 昼間：8～19 時 夜間：19～翌 8 時 注 2) 予測における振動レベルが最大となる時間帯である。	予測地点	予測方向	時間区分	時間帯 ^{注2)}	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等	No.1	南	昼間	10 時台	31	65	夜間	7 時台	30	60	北	昼間	10 時台	31	65	夜間	7 時台	30	60	No.2	北	昼間	10 時台	32	65	夜間	7 時台	30	60	南	昼間	10 時台	32	65	夜間	7 時台	30	60	・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・廃棄物の搬入及び再資源化物の搬出にあたり、搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・廃棄物運搬車両等の整備・点検を適切に実施するよう運搬事業者に要望する。 ・適切に整備・点検された車両で運搬するよう排出事業者に協力を依頼する。
予測地点	予測方向	時間区分	時間帯 ^{注2)}	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等																																										
No.1	南	昼間	10 時台	31	65																																										
		夜間	7 時台	30	60																																										
	北	昼間	10 時台	31	65																																										
		夜間	7 時台	30	60																																										
No.2	北	昼間	10 時台	32	65																																										
		夜間	7 時台	30	60																																										
	南	昼間	10 時台	32	65																																										
		夜間	7 時台	30	60																																										
悪臭	施設の稼働	【回避・低減の観点】 本事業では、施設の稼働に伴う悪臭の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、悪臭の影響の低減に努める。 以上のことから、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 <施設から排出される排ガスの悪臭> 施設から排出される排出ガスの悪臭の予測結果は、すべての気象条件で「悪臭防止法」に基づく敷地境界の規制基準（整合を図るべき基準等）を下回ると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。 施設から排出される排出ガスの悪臭の評価 <table><tr><th>大気安定度</th><th>風速 (m/s)</th><th>風向</th><th>最大着地濃度出現地点</th><th>最大着地濃度 (将来予測臭気指数)</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr><tr><td>A</td><td>1.0</td><td>S</td><td>風下側約 340m</td><td>10 未満</td><td rowspan="2">18</td></tr><tr><td>D</td><td>1.0</td><td>WSW</td><td>風下側約 900m</td><td>10 未満</td></tr></table> <施設から漏洩する悪臭> 類似施設である既存施設の計画地内における臭気濃度（臭気指数）の調査結果は、すべての調査地点及び調査時期で臭気指数は 10 未満であった。 また、新施設では既存施設と同等以上の悪臭対策を講じるため、施設から漏洩する悪臭の影響は、既存施設の計画地内における臭気濃度（臭気指数）の調査結果と同程度になり、「悪臭防止法」に基づく敷地境界線における規制基準（整合を図るべき基準等）を下回ると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。	大気安定度	風速 (m/s)	風向	最大着地濃度出現地点	最大着地濃度 (将来予測臭気指数)	整合を図るべき基準等	A	1.0	S	風下側約 340m	10 未満	18	D	1.0	WSW	風下側約 900m	10 未満	<廃棄物ピット> ・廃棄物ピット内より空気を吸引して燃焼用空気として使用する。必要に応じて、ピット屋上に設置する活性炭脱臭方式の装置による脱臭処理・大気拡散を使用する。 <投入扉> ・廃棄物ピットへの投入口には投入扉又はシャッターを設置し、廃棄物ピット外への臭気の拡散を抑制する。 <プラットホーム> ・プラットホームは建物で遮蔽し、外部への臭気の拡散を抑制する。 ・搬入出入口には開閉扉又はシャッターを設置し、臭気的外部への漏洩を防止する。 <廃棄物貯留ヤード> ・臭気に配慮し、ヤードは建物で遮蔽する。 <点検・整備> ・設備の点検・整備を適切に実施する。																											
大気安定度	風速 (m/s)	風向	最大着地濃度出現地点	最大着地濃度 (将来予測臭気指数)	整合を図るべき基準等																																										
A	1.0	S	風下側約 340m	10 未満	18																																										
D	1.0	WSW	風下側約 900m	10 未満																																											

表 8-1 (11) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																																												
水質	施設の稼働	【回避・低減の観点】 本事業では、施設の稼働に伴う公共用水域の水質への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、水質への影響の低減に努める。 以上のことから、施設の稼働に伴う公共用水域の水質への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 環境基準が定められている荒川下流のNo.2 においては、BOD は 0.7～1.1mg/L（現況水質は 0.7～1.1mg/L）、SS は 1.0～2.4mg/L（現況水質は 1.0～2.4mg/L）となり、環境基準（整合を図るべき基準等）を満足すると予測する。 なお、荒川に流入する塩沢川下流のNo.3 及び天神沢川上流（塩沢川の上流）のNo.4 においては、環境基準は定められていないが、BOD は 0.7～2.1mg/L（現況水質は 0.5～2.0mg/L）、SS は 1.5～10.2mg/L（現況水質は 1.0～9.8mg/L）となり、現況水質の変化の程度は小さいと予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。	・プラント排水（生活排水を除く）は、既存施設と同様に、計画地内クローズド・システムであり、計画地外への排出は行わない。 ・生活排水は、既存施設と同様に、合併浄化槽で埼玉県浄化槽設置指導要綱等に定める水質基準値以下に浄化した後、排水路を経由して天神沢川へ放流する計画である。 ・雨水排水は、側溝を通して埼玉県環境整備センター内の防災調整池に導かれ、ここから天神沢川に放流する。計画地内からの雨水排水の排水は、計画地内の雨水最終口において水質汚濁防止法等に定める水質基準値以下になっていることを確認する。																																												
		施設の稼働に伴う公共用水域の水質（BOD、SS）の評価 <table><tr><th rowspan="2">調査項目</th><th rowspan="2">調査地点</th><th colspan="4">予測結果</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr><tr><th>春 季</th><th>夏 季</th><th>秋 季</th><th>冬 季</th></tr><tr><td rowspan="3">BOD (mg/L)</td><td>No.2</td><td>1.1</td><td>1.1</td><td>0.8</td><td>0.7</td><td>2mg/L 以下</td></tr><tr><td>No.3</td><td>0.8</td><td>1.2</td><td>0.7</td><td>1.2</td><td rowspan="2">-</td></tr><tr><td>No.4</td><td>2.0</td><td>1.7</td><td>2.1</td><td>1.3</td></tr><tr><td rowspan="3">SS (mg/L)</td><td>No.2</td><td>1.2</td><td>2.4</td><td>2.0</td><td>1.0</td><td>25mg/L 以下</td></tr><tr><td>No.3</td><td>1.7</td><td>4.7</td><td>1.5</td><td>1.7</td><td rowspan="2">-</td></tr><tr><td>No.4</td><td>3.0</td><td>7.8</td><td>10.2</td><td>1.8</td></tr></table>		調査項目	調査地点	予測結果				整合を図るべき基準等	春 季	夏 季	秋 季	冬 季	BOD (mg/L)	No.2	1.1	1.1	0.8	0.7	2mg/L 以下	No.3	0.8	1.2	0.7	1.2	-	No.4	2.0	1.7	2.1	1.3	SS (mg/L)	No.2	1.2	2.4	2.0	1.0	25mg/L 以下	No.3	1.7	4.7	1.5	1.7	-	No.4	3.0
調査項目	調査地点	予測結果				整合を図るべき基準等																																									
		春 季	夏 季	秋 季	冬 季																																										
BOD (mg/L)	No.2	1.1	1.1	0.8	0.7	2mg/L 以下																																									
	No.3	0.8	1.2	0.7	1.2	-																																									
	No.4	2.0	1.7	2.1	1.3																																										
SS (mg/L)	No.2	1.2	2.4	2.0	1.0	25mg/L 以下																																									
	No.3	1.7	4.7	1.5	1.7	-																																									
	No.4	3.0	7.8	10.2	1.8																																										

表 8-1 (12) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
土壌	造成等の工事	【回避・低減の観点】 造成等の工事に伴う土壌への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、周辺環境への影響の低減に努める。 したがって、造成等の工事に伴う土壌への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 土壌の状況の現地調査結果は、工事に伴い掘削を行う場所付近に設定した調査地点（No.1～3：建替用地付近、No.5：増設用地付近）のすべての項目で環境基準を満たしている。 また、建替工事や増設工事を行う範囲や既存施設が立地している範囲は、今後土地の改変や形質の変更を行う前に、「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき調査を実施し、「土壌汚染対策法」に基づく指定基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を超えていると認められた場合は、造成等の工事に際し、土壌汚染が拡散することのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。 したがって、造成等の工事に伴い、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染が拡散することはないと予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等（環境基準を満足すること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・建替工事や増設工事を行う範囲や既存施設が立地している範囲は、今後土地の改変や形質の変更を行う前に「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき調査を実施し、「土壌汚染対策法」に基づく指定基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を超えていると認められた場合は、造成等の工事に際し、土壌汚染が拡散することのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。
	施設の稼働	【回避・低減の観点】 施設の稼働に伴う土壌への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、周辺環境への影響の低減に努める。 したがって、施設の稼働に伴う土壌への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 計画施設の最下階となる構造物については堅牢な構造とし、有害物質の漏出対策を講じる。灰等の運搬にあたっては、一般環境中に灰等が飛散させないように、灰等の飛散や流出対策を施した運搬車両を使用するとともに、局所集じん等の飛散防止措置を施した上で積み込む。さらに、プラント排水については、排水の性状に合わせ、腐食しない材質の配管を使用する。クロード・システムで運用するするとともに、排出ガス中のダイオキシン類、水銀については既存施設と同等の基準値を設定し、その基準値以下の濃度に処理して排出する。 また、施設の稼働に伴う大気質の予測結果（ダイオキシン類、水銀）は、最大着地濃度出現地点及び計画地周辺に分布する集落付近の代表地点（4地点）において環境基準値（ダイオキシン類）や指針値（水銀）を下回ると予測する。 加えて、計画地内の既存施設は平成18年（2006年）に竣工し、15年以上稼働しているが、既存施設が長期にわたり稼働している状況下においても、計画地内に設定した調査地点（No.1～7）では、土壌中のダイオキシン類及び水銀を含むすべての項目で環境基準を満たしている。 したがって、施設の稼働に伴い構造物からの漏出や灰等の飛散はないことから、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染を引き起こすことはなく、また、施設の稼働（排出ガスの拡散）に伴うダイオキシン類及び水銀の予測結果は環境基準値や指針値を下回り、加えて、既存施設が15年以上稼働している状況下においても計画地内で土壌汚染は確認されていないことを踏まえると、本事業により計画地周辺における土壌中のダイオキシン類及び水銀の濃度を著しく悪化させることはないと予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等（環境基準を満足すること。計画地及びその周辺の土壌を著しく悪化させないこと。）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・計画施設の最下階となる構造物については堅牢な構造とし、有害物質の漏出対策を講じる。灰等の運搬にあたっては、灰等の飛散や流出防止対策を施した運搬車両を使用する。 ・一般環境中に灰等が飛散させないように、局所集じん等の飛散防止措置を施した上で灰等を積み込む。 ・プラント排水は、クロード・システムで運用する。 ・排水の性状に合わせ、腐食しない材質の配管を使用する。 ・排出ガス中のダイオキシン類、水銀については既存施設と同等の基準値を設定し、その基準値以下の濃度に処理して排出する。

表 8-1 (13) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
動物	工事中、存在・供用時	【回避・低減の観点】 工事中及び存在・供用時における動物への影響（間接的影響として騒音・振動の変化、水質の変化、光環境の変化）が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、動物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 本事業による生息環境の消失や質的变化等の影響は生じないものと考え、水質の変化及び光環境の変化についても、環境保全のための措置を講じることで保全すべき動物種及び生息環境は保全され则认为する。 以上のことから、整合を図るべき基準等（自然環境への影響の緩和に努めること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・建設機械は低騒音・低振動型のものを採用する。 ・資材運搬等の車両の走行に関して、アイドリングストップの周知・徹底や運行管理など配慮する。 ・工事中は沈砂槽を設置し、土粒子を沈殿させた後、上澄み水を計画施設用地外に放流する ・建設機械の稼働時間は原則として午前 8 時から午後 6 時までとする。 ・資材運搬等の車両（大型車）の走行時間は原則として午前 8 時から午後 6 時までとする。 ・極力工事照明は使用せず、使用する際は必要な箇所に限定し、緑地に向けないよう配慮する。 ・供用時には、「水質」に示した回避及び低減措置を講じる。 ・廃棄物運搬車両等（大型車）の走行時間は、既存施設と同様とし、概ね 7 時から午後 6 時とする。 ・計画建物や構内に設置する照明は、可能な限り、緑地に向けないように配慮する。

表 8-1 (14) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
植物	工事中、存在・供用時	【回避・低減の観点】 工事中及び存在・供用時における植物への影響（間接的影響として水質の変化や光環境の変化）が考えられるが、右に示す環境のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、植物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 本事業による生育環境の消失や質的变化等の影響は生じないものと考え、水質の変化及び光環境の変化についても、環境保全のための措置を講じることで保全すべき植物種及び生育環境は保全され则认为る。 以上のことから、整合を図るべき基準等（自然環境への影響の緩和に努めること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・工事中は沈砂槽を設置し、土粒子を沈殿させた後、上澄み水を計画施設用地外に放流する ・建設機械の稼働時間は原則として午前8時から午後6時までとする。 ・資材運搬等の車両（大型車）の走行時間は原則として午前8時から午後6時までとする。 ・極力工事照明は使用せず、使用する際は必要な箇所に限定して使用し、緑地に向けないように配慮する。 ・供用時には、「水質」に示した回避及び低減措置を講じる。 ・廃棄物運搬車両等（大型車）の走行時間は、既存施設と同様とし、概ね7時から午後6時とする。 ・計画建物や構内に設置する照明は、可能な限り、緑地に向けないように配慮する。

表 8-1 (15) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
生態系	工事中、存在・供用時	【回避・低減の観点】 本事業では、計画施設用地内及びその周辺において着目種及び関係種の生息地を直接改変することはないため、事業実施に伴う生息環境の消失や質的变化等の直接的影響は生じないものとする。 工事中及び存在・供用時における生態系への影響(間接的影響として騒音・振動発生による変化及び水質の変化や光環境の変化)が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、生態系への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 本事業による着目種や関係種の生息環境の消失や質的变化等の影響は生じないものと考え、騒音・振動による変化、水質の変化及び光環境の変化についても、環境保全のための措置を講ずることで着目種及びその生息環境への影響は低減され、地域を特徴づける生態系は保全され则认为する。 以上のことから、整合を図るべき基準等(生態系への影響の緩和に努めること)と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・建設機械は低騒音・低振動型のものを採用する。 ・資材運搬等の車両の走行に関して、アイドリングストップの周知・徹底や運行管理など配慮する。 ・工事中は沈砂槽を設置し、土粒子を沈殿させた後、上澄み水を計画施設用地外に放流する。 ・建設機械の稼働時間は原則として午前8時から午後6時までとする。 ・資材運搬等の車両(大型車)の走行時間は原則として午前8時から午後6時までとする。 ・極力工事照明は使用せず、使用する際は必要な箇所に限定し、緑地に向けないよう配慮する。 ・供用時には、「水質」に示した回避及び低減措置を講ずる。 ・廃棄物運搬車両等(大型車)の走行時間は、既存施設と同様とし、概ね7時から午後6時とする。 ・計画建物や構内に設置する照明は、可能な限り、緑地に向けないように配慮する。

表 8-1 (16) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
景観	施設の存在	【回避・低減の観点】 造成地・施設の存在に伴い主要な眺望景観の変化への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、主要な眺望景観への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 遠景～中景の眺望景観については、計画施設は、概ね現況の既存施設の範囲に現れるが、遠方であるため、付近に存在する工場群の一部と認識され、眺望景観の変化はほぼないと予測する。 中景～近景の眺望景観については、計画施設は、概ね現況の既存施設が視認できる範囲に現れ、眺望内に占める面積は現況よりも大きくなる地点もあると考えられるが、後方の山の稜線を遮ることはなく、彩の国資源循環工場の一つとして認識され、眺望景観の変化は小さいと予測する。 また、本事業の実施にあたっては、計画施設の規模、形状、色彩等は、彩の国資源循環工場の一つとして、周辺との調和に配慮するといった環境の保全のための措置を講じる。 以上のことから、整合を図るべき基準等（景観上の特性を踏まえ、地域景観に与える影響に留意し、視点場からの眺望の保全に配慮すること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・計画施設の規模、形状、色彩等は、彩の国資源循環工場の一つとして、周辺との調和に配慮する。

表 8-1 (17) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
自然とのふれあいの場	建設機械の稼働、造成等の工事、資材運搬等の車両の走行	【回避・低減の観点】 建設機械の稼働、造成等の工事、資材運搬等の車両の走行に伴い自然とのふれあいの場の変化への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、自然とのふれあいの場の変化への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると考える。 【基準、目標等との整合の観点】 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う大気質、騒音、振動の予測結果によると、工事の実施による大気質、騒音、振動の影響は計画地近傍に留まり、計画地から離れた位置にある三ヶ山緑地公園（計画地北東側約900m）及び埼玉県立小川げんきプラザ（計画地南東側約3,600m）での大気質、騒音、振動の変化はほぼないと予測することから、それぞれの利用環境への影響は小さいと予測する。 また、資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への交通手段の障害については、資材運搬等の車両の主な走行ルート（国道254号）が、現地調査結果によると自然とのふれあいの場の利用者のアクセスルートと一部重なるが、工事の施行中の将来交通量（断面合計）の増加割合は2.8～3.3%と少ないことから、工事の実施による自然とのふれあいの場への交通手段の障害による影響は小さいと予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等（自然とのふれあいの場に支障を及ぼさないこと）との予測結果との間に整合が図られていると考える。	・建設機械は、排出ガス対策型、低騒音・低振動型の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。 ・資材運搬等の車両は、排出ガス規制適合車を使用する。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。 ・資材運搬等の車両の運転者に対しては、交通規制を遵守し、歩行者の安全に十分注意して運転するよう指導する。

表 8-1 (18) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
自然とのふれあいの場	施設の存在・施設の稼働・廃棄物運搬車両等の走行	【回避・低減の観点】 施設の存在、施設の稼働、廃棄物運搬車両等の走行に伴い自然とのふれあいの場の変化への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、自然とのふれあいの場の変化への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると考える。 【基準、目標等との整合の観点】 施設の存在に伴う景観の予測結果によると、三ヶ山緑地公園（計画地北東側約900m）及び埼玉県立小川げんきプラザ（計画地南東側約3,600m）からの眺望については、眺望内に占める面積は現況よりも大きくなると考えられるものの、現況と同様に彩の国資源循環工場の一つとして認識され、眺望景観の変化は小さいと予測する。 施設の稼働に伴う大気質、騒音、低周波音、振動、悪臭の予測結果によると、施設の稼働による騒音、低周波音、振動の影響は計画地近傍に留まり、計画地から離れた位置にある三ヶ山緑地公園（計画地北東側約900m）及び埼玉県立小川げんきプラザ（計画地南東側約3,600m）での騒音、低周波音、振動の変化はほぼないと予測し、また、大気質、悪臭の影響は多少遠方まで生じるものの、最大着地濃度出現地点の濃度等は現況を著しく悪化させるものでないと予測することから、それぞれの利用環境への影響は小さいと予測する。 また、廃棄物運搬車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への交通手段の阻害については、廃棄物運搬車両の主な走行ルート（国道254号）が、現地調査結果によると自然とのふれあいの場の利用者のアクセスルートと一部重なるが、施設の稼働中の将来交通量（断面合計）の増加割合は0.2～0.8%と少ないことから、廃棄物運搬車両等の走行による自然とのふれあいの場への交通手段の阻害による影響は小さいと予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等（自然とのふれあいの場に支障を及ぼさないこと）との予測結果との間に整合が図られていると考える。	・計画施設の規模、形状、色彩等は、彩の国資源循環工場の一つとして、周辺との調和に配慮する。 ・適切な排出ガス処理設備を設置する。 ・排出される排出物の基準値を設定し、測定管理を実施する。 ・発生源となる設備、ストックヤード等は建物で遮蔽し、騒音の施設外部への伝搬を低減する。 ・騒音の目標値を設定し、測定管理を実施する。 ・設備の点検・整備を適切に実施する。 ・排出ガス規制適合車、低公害車の使用に努めるよう排出事業者に協力を依頼する。 ・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・廃棄物の搬入及び再資源化物の搬出にあたり、搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・適切に整備・点検された車両で運搬するよう排出事業者に協力を依頼する。 ・廃棄物運搬車両等の運転者に対しては、交通規制を遵守し、歩行者の安全に十分注意して運転するよう指導する。

表 8-1 (19) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
電波障害	施設の存在	【回避・低減の観点】 施設の存在に伴いテレビ電波受信状況への影響が考えられるが、右に示す環境保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、電波受信への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 地上デジタル放送の児玉局の遮へい障害予測範囲は、計画地南東側の隣接する敷地の建物の範囲に限定されると予測する。地上デジタル放送遮へい障害予測範囲内において、本事業に起因する電波障害が発生した場合は、受信状況に応じて適切な対策を実施し、影響を解消する。 衛星放送の遮へい障害範囲には建築物がないため、受信状況に影響はないと予測する。 また、本事業の実施にあたっては、工事の進捗により、本事業に起因する障害が発生した場合は、受信状況に応じて適切な対策を実施するといった環境の保全のための措置を講じる。 以上のことから、整合を図るべき基準等（テレビ電波の受信障害を起こさないこと）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・原則、1日の作業終了時にはクレーンのブームを電波到来方向に平行に向け、テレビ電波の受信障害の発生を極力防止するように配慮する。 ・工事の進捗により、本事業に起因する障害が発生した場合は、受信状況に応じて適切な対策を実施する。

表 8-1 (20) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置																															
廃棄物等	造成等の工事	【回避・低減の観点】 工事中の造成等の工事に伴う廃棄物等の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、廃棄物の排出の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると考える。 【基準、目標等との整合の観点】 既存施設の解体に伴う廃棄物の再資源化・縮減率、伐採樹木の再資源化・縮減率、計画施設の建設に伴う廃棄物の再資源化・縮減率、建設残土の有効利用率は、「建設リサイクル推進計画 2020」に達成基準値が示されている品目の再資源化・縮減率、有効利用率の達成基準値（整合を図るべき基準等）を満足する。 以上のことから、整合を図るべき基準等との予測結果との間に整合が図られていると考える。	・ 既存施設の解体に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し適切に処理する。 ・ 計画施設の建設に伴い発生する廃棄物は、工事計画の検討により発生抑制に努めるとともに、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し適切に処理する。 ・ 計画施設の建設に伴い発生する建設残土は、場内利用又は搬出し、埋立、盛土材料として再利用する。																															
		造成等の工事に伴う廃棄物等の評価 (既存施設の解体)																																
		<table><tr><th rowspan="2">種 類</th><th colspan="3">予測結果</th><th>整合を図るべき基準等との比較</th></tr><tr><th>発生量 (t)</th><th>再資源化・縮減率 (%)</th><th>処理方法</th><th>再資源化・縮減率の達成基準値 (%)</th></tr><tr><td>コンクリート塊</td><td>約 13,660</td><td>99</td><td>リサイクルまたは安定型最終処分</td><td>99%以上</td></tr><tr><td>木くず</td><td>約 3</td><td>100</td><td>リサイクル</td><td>97%以上</td></tr><tr><td>建設汚泥</td><td>約 12,892</td><td>99</td><td>場内利用または搬出し、再資源化、または管理型最終処分</td><td>95%以上</td></tr><tr><td>建設廃棄物合計</td><td>約 32,375</td><td>99</td><td>－</td><td>98%以上</td></tr></table>		種 類	予測結果			整合を図るべき基準等との比較	発生量 (t)	再資源化・縮減率 (%)	処理方法	再資源化・縮減率の達成基準値 (%)	コンクリート塊	約 13,660	99	リサイクルまたは安定型最終処分	99%以上	木くず	約 3	100	リサイクル	97%以上	建設汚泥	約 12,892	99	場内利用または搬出し、再資源化、または管理型最終処分	95%以上	建設廃棄物合計	約 32,375	99	－	98%以上		
		種 類			予測結果			整合を図るべき基準等との比較																										
発生量 (t)	再資源化・縮減率 (%)		処理方法	再資源化・縮減率の達成基準値 (%)																														
コンクリート塊	約 13,660	99	リサイクルまたは安定型最終処分	99%以上																														
木くず	約 3	100	リサイクル	97%以上																														
建設汚泥	約 12,892	99	場内利用または搬出し、再資源化、または管理型最終処分	95%以上																														
建設廃棄物合計	約 32,375	99	－	98%以上																														
造成等の工事に伴う廃棄物等の評価 (計画施設の建設)																																		
<table><tr><th rowspan="2">種 類</th><th colspan="3">予測結果</th><th>整合を図るべき基準等との比較</th></tr><tr><th>発生量 (t)</th><th>再資源化・縮減率 (%)</th><th>処理方法</th><th>再資源化・縮減率の達成基準値 (%)</th></tr><tr><td>コンクリート塊</td><td>約 59</td><td>99</td><td>リサイクルまたは安定型最終処分</td><td>99%以上</td></tr><tr><td>アスファルト・コンクリート塊</td><td>約 7</td><td>99</td><td>リサイクルまたは安定型最終処分</td><td>99%以上</td></tr><tr><td>木くず</td><td>約 16</td><td>100</td><td>リサイクル</td><td>97%以上</td></tr><tr><td>建設汚泥</td><td>約 47,793</td><td>95</td><td>場内利用または搬出し、再資源化、または管理型最終処分</td><td>95%以上</td></tr><tr><td>建設廃棄物合計</td><td>約 47,990</td><td>98</td><td>－</td><td>98%以上</td></tr></table>	種 類	予測結果			整合を図るべき基準等との比較	発生量 (t)	再資源化・縮減率 (%)	処理方法	再資源化・縮減率の達成基準値 (%)	コンクリート塊	約 59	99	リサイクルまたは安定型最終処分	99%以上	アスファルト・コンクリート塊	約 7	99	リサイクルまたは安定型最終処分	99%以上	木くず	約 16	100	リサイクル	97%以上	建設汚泥	約 47,793	95	場内利用または搬出し、再資源化、または管理型最終処分	95%以上	建設廃棄物合計	約 47,990	98	－	98%以上
種 類		予測結果			整合を図るべき基準等との比較																													
	発生量 (t)	再資源化・縮減率 (%)	処理方法	再資源化・縮減率の達成基準値 (%)																														
コンクリート塊	約 59	99	リサイクルまたは安定型最終処分	99%以上																														
アスファルト・コンクリート塊	約 7	99	リサイクルまたは安定型最終処分	99%以上																														
木くず	約 16	100	リサイクル	97%以上																														
建設汚泥	約 47,793	95	場内利用または搬出し、再資源化、または管理型最終処分	95%以上																														
建設廃棄物合計	約 47,990	98	－	98%以上																														
造成等の工事に伴う廃棄物等の評価 (建設残土)																																		
<table><tr><th rowspan="2">種 類</th><th colspan="3">予測結果</th><th>整合を図るべき基準等との比較</th></tr><tr><th>発生量 (t)</th><th>再資源化・縮減率 (%)</th><th>処理方法</th><th>再資源化・縮減率の達成基準値 (%)</th></tr><tr><td>建設残土</td><td>約 15,937</td><td>80</td><td>場内利用、又は搬出し他工事で有効利用</td><td>80%以上</td></tr></table>	種 類	予測結果			整合を図るべき基準等との比較	発生量 (t)	再資源化・縮減率 (%)	処理方法	再資源化・縮減率の達成基準値 (%)	建設残土	約 15,937	80	場内利用、又は搬出し他工事で有効利用	80%以上																				
種 類		予測結果			整合を図るべき基準等との比較																													
	発生量 (t)	再資源化・縮減率 (%)	処理方法	再資源化・縮減率の達成基準値 (%)																														
建設残土	約 15,937	80	場内利用、又は搬出し他工事で有効利用	80%以上																														

表 8-1 (21) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置					
廃棄物等	施設の稼働	【回避・低減の観点】 施設の稼働に伴う廃棄物等の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、廃棄物の発生への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると考える。 【基準、目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴い発生する廃棄物の種類としては、排ガス処理設備にて捕集される飛灰がある。飛灰は再資源化できないことから、適正に最終処分場で処分する計画であるが、飛灰の資源化技術の動向等を考慮しながら、さらなる最終処分量の低減を検討していく。 また、本施設では、産業廃棄物及び一般廃棄物を燃料・原材料として受け入れており、廃棄物を燃料とした発電事業を行うとともに、廃棄物の焼却により生じる主灰（焼却残さ）についてはスラグ・メタル化することで全量再資源化する計画である。 以上のことから、整合を図るべき基準等（関係法令に示される事業者の責務）と予測結果との間に整合が図られていると考える。 施設の稼働に伴う廃棄物等の評価<table><tr><th rowspan="2">予測結果</th><th>整合を図るべき基準等との比較</th></tr><tr><th>事業者の責務</th></tr><tr><td>・再資源化できない飛灰は適正に最終処分場で処分する。 ・産業廃棄物及び一般廃棄物を燃料・原材料とする。 ・廃棄物を燃料として、発電を行う。 ・焼却処理により発生する主灰（焼却残さ）はスラグ・メタル化することで全量再資源化する。</td><td>・廃棄物の適正処理 ・原材料等の使用の合理化、再生資源等の利用 ・廃棄物の発生抑制や資源の再使用及び再生利用</td></tr></table>	予測結果	整合を図るべき基準等との比較	事業者の責務	・再資源化できない飛灰は適正に最終処分場で処分する。 ・産業廃棄物及び一般廃棄物を燃料・原材料とする。 ・廃棄物を燃料として、発電を行う。 ・焼却処理により発生する主灰（焼却残さ）はスラグ・メタル化することで全量再資源化する。	・廃棄物の適正処理 ・原材料等の使用の合理化、再生資源等の利用 ・廃棄物の発生抑制や資源の再使用及び再生利用	・廃棄物（飛灰）は、関係法令等を遵守して、適正に最終処分場に処分する。 ・焼却処理により発生する主灰（焼却残さ）はスラグ・メタル化することで全量再資源化する。
		予測結果		整合を図るべき基準等との比較				
事業者の責務								
・再資源化できない飛灰は適正に最終処分場で処分する。 ・産業廃棄物及び一般廃棄物を燃料・原材料とする。 ・廃棄物を燃料として、発電を行う。 ・焼却処理により発生する主灰（焼却残さ）はスラグ・メタル化することで全量再資源化する。	・廃棄物の適正処理 ・原材料等の使用の合理化、再生資源等の利用 ・廃棄物の発生抑制や資源の再使用及び再生利用							
温室効果ガス等	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	【回避・低減の観点】 建設機械の稼働及び資材運搬車両等の走行に伴い温室効果ガス等の排出への影響が考えられるが、右に示す環境のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、温室効果ガス等の排出への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 工事期間中の建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量は約 8,999t-CO₂、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス排出量は約 3,950t-CO₂ と予測するが、本事業の実施にあたっては、低炭素型建設機械の使用に努める、資材運搬等の車両は低炭素型車両の使用に努める、建設機械や資材運搬等の車両のアイドリングストップを周知・徹底するといった環境保全のための措置を講じること、施工段階における CO₂ の排出抑制を図る。 以上のことから、整合を図るべき基準等（施工段階における CO₂ 排出抑制を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・建設機械は、低炭素型建設機械の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。 ・資材運搬等の車両は、低炭素型車両の使用に努める。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。					

表 8-1 (22) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境の保全のための措置
温室効果ガス等	施設の稼働、廃棄物運搬車両等の走行	【回避・低減の観点】 施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴い温室効果ガス等の排出への影響が考えられるが、右に示す環境のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、温室効果ガス等の排出への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 【基準、目標等との整合の観点】 施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量（年間）は、Ⅰ期供用後で約 174,035t-CO₂/年、Ⅱ期供用後で約 260,743t-CO₂/年と予測するが、廃棄物発電施設を導入し発電を行い、計画施設内での利用や売電を行うことにより、温室効果ガスの排出量はⅠ期供用後で約 33,682t-CO₂/年、Ⅱ期供用後で約 51,864.75t-CO₂/年ほど削減すると予測する。また、本事業の実施にあたっては、高効率の廃棄物発電設備を導入し効率的な発電を行う、廃熱回収し有効利用することで省エネルギー化に努めるほか、二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、経済合理的に採用可能な技術について検討するといった環境保全のための措置を引き続き検討し、供用段階における温室効果ガスの排出抑制を図る。 廃棄物運搬車両等の走行に伴う温室効果ガス排出量（年間）は、約 3,685t-CO₂/年と予測するが、本事業の実施にあたっては、廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを周知・徹底するといった環境保全のための措置を講じる。 また、県の動向を踏まえて、彩の国資源循環工場に廃棄物処理の広域化・集約化を行った場合には、廃棄物運搬車両の走行による温室効果ガスの排出量が約 210t-CO₂/年増加するものの、発電による温室効果ガスの削減量が約 18,183t-CO₂/年であることから、差し引き約 17,973t-CO₂/年の削減と予測され、温室効果ガスの排出削減に貢献できると考えられる。 以上のことから、整合を図るべき基準等（温室効果ガスの排出削減を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。	・廃熱回収し有効利用することで、省エネルギー化に努める。 ・廃棄物を資源化し、バージン材の製造・消費を抑制させることで社会全体の二酸化炭素排出量を低減させる。 ・二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、経済合理的に採用可能な技術について検討する。 ・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを周知・徹底する。 ・廃棄物運搬車両等の整備・点検を適切に実施するよう運搬事業者者に要望する。 ・適切に整備・点検された車両で運搬するよう排出事業者者に協力を依頼する。

第9章 事後調査の計画

9.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は表9.1-1に示すとおりである。

表 9.1-1 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因 の区分	影響要因	事後調査項目 選定結果
大気質	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	×
騒音・ 低周波音	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	×
振 動	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	×
悪 臭	存在・供用	施設の稼働	○
水 質	存在・供用	施設の稼働	×
土 壌	工 事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
動 物	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設が存在	×
		施設の稼働	×
		廃棄物運搬車両等の走行	×
植 物	工 事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設が存在	×
		施設の稼働	×
生態系	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設が存在	×
		施設の稼働	×
		廃棄物運搬車両等の走行	×
景 観	存在・供用	施設が存在	×
自然とのふれあいの場	工 事	建設機械の稼働	×
		造成等の工事	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設が存在	×
		施設の稼働	×
		廃棄物運搬車両等の走行	×
電波障害	存在・供用	施設が存在	×
廃棄物等	工 事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
温室効果ガス等	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	×

注) ○：事後調査項目として選定する項目 ×：事後調査項目から除外する項目

9.2 事後調査の方法等

(1) 大気質

本事業の供用時における施設の稼働に伴う大気質の影響を把握するために、大気質の状況等について事後調査を行う。

1) 施設の稼働に伴う大気質への影響

① 調査内容・調査方法

(ア) 大気質の状況

施設の稼働に伴う影響が比較的大きいと予測される二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン類、水銀、塩化水素、その他有害物質（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）の状況を現地調査により調査する。

調査方法は、表 9.2-1 に示すとおりである。

(イ) 気象の状況

風向・風速、気温、湿度の状況を現地調査により調査する。

調査方法は、表 9.2-1 に示すとおりである。

表 9.2-1 調査方法（大気質、気象の状況）

調査内容		調査方法
大気質 の状況	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める測定方法
	二酸化硫黄	「大気汚染に係る環境基準値について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める測定方法
	浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める測定方法
	微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）に定める測定方法
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める測定方法
	浮遊粉じん	JIS Z 8813「ロウポリウムエアサンプラ」に定める測定方法
	水銀	「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」（平成 31 年 3 月、環境省水・大気環境局 大気環境課）に定める測定方法
	塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」（昭和 63 年環境庁大気保全局）に定める測定方法
	その他有害物質 （カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）	「大気汚染防止法施行規則第 15 条」等に定める測定方法
気象 の状況	風向・風速、気温、湿度	「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）等に定める測定方法。

(ウ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を現地確認及び関連資料の整理により調査する。

- ・施設・排出ガスの条件
- ・排出源の位置

(エ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第8章 環境影響評価の概要」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を現地確認及び関連資料の整理により調査する。

② 調査地域・地点

大気質及び気象の状況の調査地点は、計画地周辺の住宅地付近の4地点とする（図9.2-1参照）。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

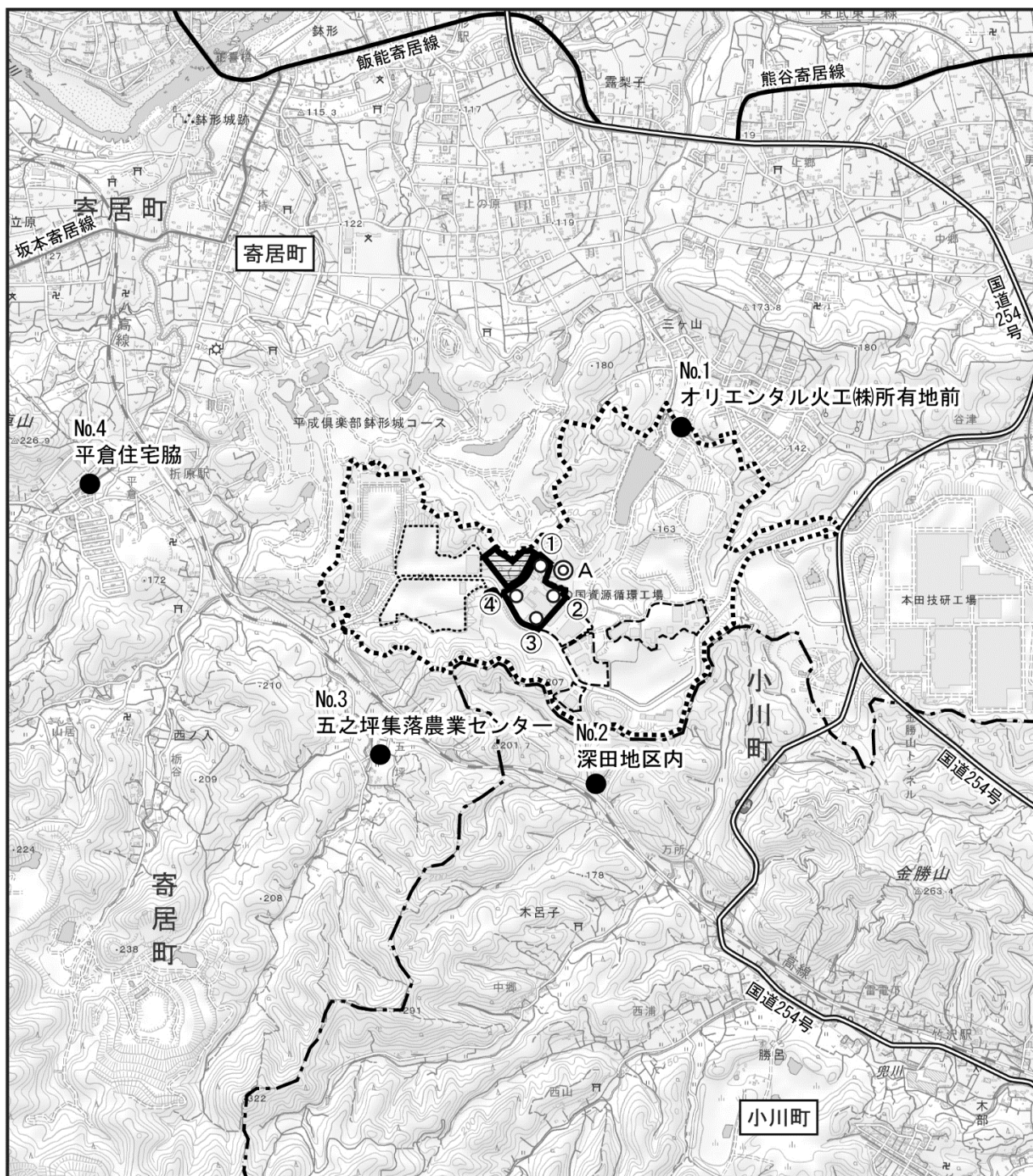
③ 調査期間・頻度

大気質及び気象の状況の調査期間・頻度は、表9.2-2に示すとおりである。

対象事業の実施状況の調査は大気質及び気象状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は竣工後適宜実施する。

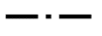
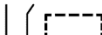
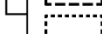
表 9.2-2 調査期間・頻度（大気質、気象の状況）

調査内容		調査地点	調査期間・頻度
大気質 の状況	・二酸化窒素 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・微小粒子状物質 ・ダイオキシン類 ・浮遊粉じん ・水銀 ・塩化水素	No.1 オリエンタル火工(株) 所有地前 No.2 深田地区内 No.3 五之坪集落農業センター No.4 平倉住宅脇 (図9.2-1参照)	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期 調査頻度：4季各1回、 各季7日間
	・その他有害物質（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）		調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期 調査頻度：2季各1回 (夏季、冬季)、 各季24時間
気象 の状況	・風向・風速 ・気温、湿度		大気質の状況と同期間・頻度で実施



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡 例

- | | | | |
|---|--------------------|---|---|
|  | 計画地 |  | 環境騒音、低周波音、環境振動
(計画地から50m離れた仮想敷地境界上、A) |
|  | 緩衝緑地 |  | 一般環境大気質、地上気象、
臭気濃度(臭気指数)、特定悪臭物質
(計画地周辺、No.1～No.4) |
|  | 町 界 |  | 臭気濃度(臭気指数)、特定悪臭物質
(計画地内、①～④) |
|  | 埼玉県環境
整備センター | | |
|  | 彩の国資源循環工場 | | |
|  | 彩の国資源循環工場
第2期事業 | | |



S = 1 / 25,000

0 250 500 750m

図 9.2-1 調査地点（大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭）

(2) 騒音・低周波音

本事業の供用時における施設の稼働に伴う騒音・低周波音の影響を把握するために、騒音・低周波音の状況等について事後調査を行う。

1) 施設の稼働に伴う騒音・低周波音の影響

① 調査内容・調査方法

(ア) 騒音・低周波音の状況

環境騒音及び低周波音の状況を現地調査により調査する。

調査方法は、表 9.2-3 に示すとおりである。

表 9.2-3 調査方法（騒音・低周波音の状況）

調査内容		調査方法
騒音・ 低周波音 の状況	環境騒音	「騒音規制法」（昭和 43 年、法律第 98 号）に定める測定方法に基づき、 L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} ）を測定する。
	低周波音	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年、環境庁）に定める測定方法に基づき、1/3 オクターブバンド音圧レベル、G 特性音圧レベルを測定する。

(イ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を現地確認及び関連資料の整理により調査する。

- ・音源の条件
- ・音源の位置
- ・建物外壁面の条件

(ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 8 章 環境影響評価の概要」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を現地確認及び関連資料の整理により調査する。

② 調査地域・地点

騒音・低周波音の状況の調査地点は、計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上の 1 地点とする（図 9.2-1 参照）。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

③ 調査期間・頻度

騒音・低周波音の状況の調査期間・頻度は、表 9.2-4 に示すとおりである。

対象事業の実施状況の調査は騒音・低周波音の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は竣工後適宜実施する。

表 9.2-4 調査期間・頻度（騒音・低周波音の状況）

調査内容		調査地点	調査期間・頻度
騒音・ 低周波音 の状況	・環境騒音 ・低周波音	A 計画地から 50m 離れた仮想 敷地境界上 (図 9.2-1 参照)	調査期間：施設の稼働が定常状 態となる時期 調査頻度：1 回、平日 24 時間

(3) 振 動

本事業の供用時における施設の稼働に伴う振動の影響を把握するために、振動の状況等について事後調査を行う。

1) 施設の稼働に伴う振動の影響

① 調査内容・調査方法

(ア) 振動の状況

環境振動の状況を現地調査により調査する。

調査方法は、表 9.2-5 に示すとおりである。

表 9.2-5 調査方法（振動の状況）

調査内容		調査方法
振動の状況	環境振動	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月、総理府令第 58 号）及び「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」に定める測定方法に基づき、 L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90} を測定する。

(イ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を現地確認及び関連資料の整理により調査する。

- ・振動源の条件
- ・振動源の位置
- ・バックグラウンド振動

(ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 8 章 環境影響評価の概要」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を現地確認及び関連資料の整理により調査する。

② 調査地域・地点

振動の状況の調査地点は、計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上の 1 地点とする（図 9.2-1 参照）。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

③ 調査期間・頻度

振動の状況の調査期間・頻度は、表 9.2-6 に示すとおりである。

対象事業の実施状況の調査は振動の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は竣工後適宜実施する。

表 9.2-6 調査期間・頻度（振動の状況）

調査内容		調査地点	調査期間・頻度
振動の状況	・環境振動	A 計画地から 50m 離れた仮想敷地境界上 (図 9.2-1 参照)	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期 調査頻度：1 回、平日 24 時間

(4) 悪 臭

本事業の供用時における施設の稼働に伴う悪臭の影響を把握するために、悪臭の状況等について事後調査を行う。

1) 施設の稼働に伴う悪臭への影響

① 調査内容・調査方法

(ア) 悪臭の状況

臭気濃度（臭気指数）及び特定悪臭物質を現地調査により調査する。

調査方法は、表 9.2-7 に示すとおりである。

表 9.2-7 調査方法（悪臭の状況）

調査内容		調査方法
悪臭の状況	臭気濃度（臭気指数）	臭気濃度（臭気指数）は、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年 9 月、環境庁告示第 63 号）に定める測定方法に基づき測定する。採取時の風向・風速は簡易風向風速計を、気温、湿度は簡易温度湿度計を用いて測定する。
	特定悪臭物質	「特定悪臭物質の測定の方法（昭和 47 年環境庁告示第 9 号）」に定める測定方法に基づき測定する。採取時の風向・風速は簡易風向風速計を、気温、湿度は簡易温度湿度計を用いて測定する。

(イ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を現地確認及び関連資料の整理により調査する。

- ・施設・排出ガスの条件
- ・排出源の位置

(ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第 8 章 環境影響評価の概要」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を現地確認及び関連資料の整理により調査する。

② 調査地域・地点

悪臭の状況の調査地点は、計画地周辺の住宅地付近の 4 地点とする（図 9.2-1 参照）。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

③ 調査期間・頻度

悪臭の状況の調査期間・頻度は、表 9.2-8 に示すとおりである。

対象事業の実施状況の調査は悪臭の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は竣工後適宜実施する。

表 9.2-8 調査期間・頻度（悪臭の状況）

調査内容		調査地点	調査期間・頻度
悪臭の状況	・臭気濃度（臭気指数） ・特定悪臭物質	No1 オリエンタル火工(株)所有地前 No2 深田地区内 No3 五之坪集落農業センター No4 平倉住宅脇 (図9.2-1参照)	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期 調査頻度：2 季各 1 回 (夏季・冬季)

(5) 温室効果ガス等

本事業の供用時における施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響を把握するために、温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況等について事後調査を行う。

1) 施設の稼働に伴う温室効果ガス等への影響

① 調査内容・調査方法

(ア) 温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況

温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況を関係資料により調査する。

(イ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を関係資料により調査する。

- ・ 廃棄物の焼却量（一般廃棄物、産業廃棄物の種類毎）
- ・ 電力消費量（購入電力量）
- ・ 燃料の燃焼等量（都市ガス等の種類毎）
- ・ 廃棄物発電施設での発電量

(ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第8章 環境影響評価の概要」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を関係資料により調査する。

② 調査地域・地点

温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況、対象事業の実施状況及び環境の保全のための措置の実施状況の調査地域・地点は、計画地内とする。

③ 調査期間・頻度

温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況の調査は、表 9.2-9 に示すとおりである。

対象事業の実施状況の調査は温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は竣工後適宜実施する。

表 9.2-9 調査期間・頻度（温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況）

調査内容	調査地点	調査期間・頻度
温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況	計画地内	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期の1年間 調査頻度：適宜

9.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、調査結果を検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査等を行う。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、改善のための措置等を行う。

9.4 事後調査の実施体制

(1) 事後調査書の提出時期

事後調査書は、施設の供用後に実施する調査完了後の適切な時期に提出することとする（表 9.4-1 参照）。

(2) 事後調査を実施する主体

事後調査は、事業者であるオリックス資源循環株式会社が実施する。

表 9.4-1 事後調査の提出時期

